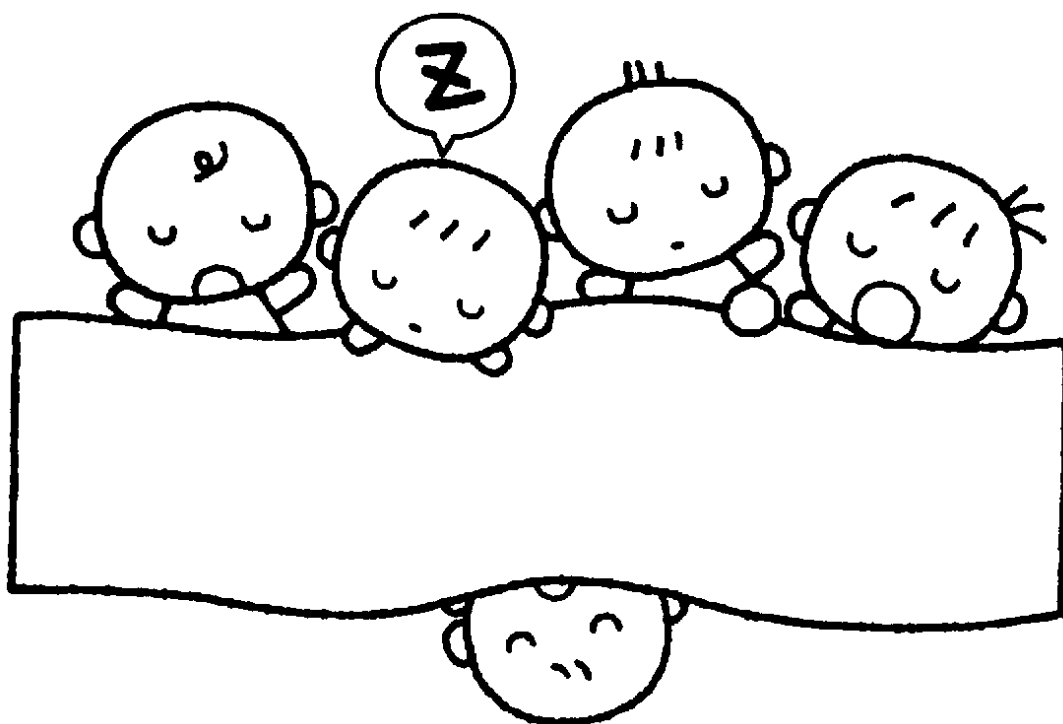


平成23年度京田辺市 保育所入所のてびき



京田辺市役所保健福祉部こども福祉課

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

TEL (0774)64-1376

1. 保育所とは・・・

保育所（園）は児童福祉法により、保護者が働いていたり、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、保護者の委託を受けて保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

幼児教育や集団生活に慣れさせるため、ということでは入所の対象とはなりません。

2. 入所対象児童

児童・保護者とも京田辺市内に在住し、住民票を有する世帯で、かつその児童の保護者、同居の家族（65歳未満）等のいずれもが次の1～7の事情に該当する場合に入所できます。

3. 入所の基準

1	家庭外で仕事をしている 1日4時間以上で、かつ週4日以上就労していること。 就労先が確定している採用予定者についても上記に準じる。
2	家庭内で家事以外の仕事をしている 児童と離れて1日4時間以上で、かつ週4日以上就労していること。
3	妊娠中であるかまたは出産後間がない 出産予定日の前後8週間のうち、必要な期間。
4	病気や負傷あるいは心身に障害がある
5	病気や心身障害者の同居親族等の世話をしている
6	火災や風水害、震災などの復旧にあたっている
7	その他 市長が認める前各号に類する状態にあること。（就学中 等）

4. 入所決定について

入所申込書類の記載内容を確認して、保育所入所資格を判定し、第1から第3希望の保育所入所決定します。

なお、保育所（園）の定員を超える申込みのある場合には、保護者、児童の状況、家族構成その他の状況を十分考え合わせ、児童の保育に欠ける程度の高い順に決定いたします。

また、保育所（園）の保育体制等の都合により、入所できないことがあります。

※入所内定後、入所される児童の面接および入所前検診を受けていただいた上で、入所決定となります。

5. 入所申込手続き

(1) 提出書類について

保育所（園）の申し込みには以下の書類を提出してください。

- | | | |
|--|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①保育所入所申込書（2枚1組） ②保育に欠ける証明（下記の表をご覧ください） ③保育料算定用税資料（税の証明書類） ④児童健康状況票 ⑤保育所入所申込補助票 | } | 児童1人につき1枚必要です。 |
|--|---|----------------|

※保育料算定用税資料以外は、受付期間内に提出してください。

（保育料算定用資料は、1次・2次申込の方は、3月11日（金）までに提出してください。）

※②と③については、児童2人以上で申込みの場合コピーでもかまいません。

【保育に欠ける証明一覧表】

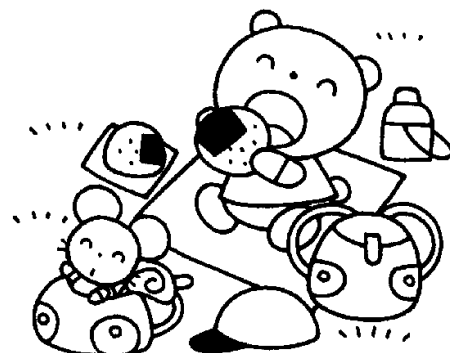
	保育に欠ける理由	必要書類
1	家庭外で仕事をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職証明書（お勤めの場合） ・ 採用予定証明書（就労予定の場合） ・ 営業証明書（自営業の場合）
2	家庭内で家事以外の仕事をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業証明書（自営業の場合） ・ 内職委託工賃支払証明書（内職の場合） ・ 耕作証明書（農業の場合）
3	妊娠中であるか又は出産後間がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳の写し （出産予定日が記入してあるページ）
4	病気や負傷あるいは心身に障害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書（所定の用紙） ・ 障害者手帳の写し
5	病気や心身障害者の同居親族等の世話をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書（所定の用紙） ・ 障害者手帳の写し ・ 申立書（民生委員等の第三者の証明が必要）
6	火災や風水害、震災などの復旧にあたっている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書等

- ◆同一敷地内（同居・二世帯・同じアパート内も含む）に65歳未満の同居の祖父母等がおられる場合は、祖父母等の保育に欠ける証明（祖父母等の保育に欠ける状況の申立書）も必要です
- ◆添付書類の不備や記入もれがあると、受け付けできない場合があります。
- ◆京田辺市に転入予定で申込みされる方は、不動産売買契約書、工事請負契約書などの写しを添付してください。

(2) 申込受付について

【保育所（園）入所申込受付日程表】

		提出場所	受 付 日		受付時間
平成23年度4月入所の場合	第1次 申込受付	第一希望の保育所（園） ※入所されるお子さんを連れてお越しください ※パステルキッズ（松井ヶ丘保育園分園）申込受付は松井ヶ丘保育園本園で行います。	大住保育園	平成23年1月 5日（水）	15:00～18:00
			松井ヶ丘保育園	平成23年1月 6日（木）	15:00～18:00
			みみづく保育園	平成23年1月 7日（金）	15:00～18:00
			河原保育所	平成23年1月11日（火）	15:00～18:00
			草内保育所	平成23年1月12日（水）	15:00～18:00
			三山木保育所	平成23年1月13日（木）	15:00～18:00
			南山保育所	平成23年1月14日（金）	15:00～18:00
		こども福祉課	※保育所（園）での受付にお越しになれない方は、1月5日（水）～14日（金）の期間、こども福祉課でも受付を行います。（土・日・祝日は除く）		8:30～12:00 13:00～17:00
第2次 申込受付	こども福祉課	1月20日（木）～1月28日（金） 土・日・祝日は除く		8:30～12:00 13:00～17:00	
平成23年度途中入所の場合		こども福祉課	入所希望月の前月15日まで ※15日が土・日・祝日の場合は、休日明け最初の日が締め切りになります。 ただし、育児休業等で職場復帰日が確定している方は、第1次・2次申込みでの申し込みが可能です。		8:30～12:00 13:00～17:00



6. 保育料について

保育料は、児童と生計を共にしている保護者（父母等）にかかる所得税額及び市町村民税額により保育料徴収基準額表に基づき決定されます。

(1) 保育料算定用税資料

	保育料算定に必要な書類
所得税課税世帯	平成22年分源泉徴収票(年末調整済のもの) 平成22年分確定申告書の写し
所得税非課税世帯	平成23年度市民税・府民税申告書(受付書)
所得税非課税世帯 平成22年1月1日京田辺市に住所がない方	平成22年度市町村民税課税証明書 平成22年度市町村民税非課税証明書

- ◆ 祖父母等が税申告時に入所児童を扶養控除の対象にされている場合は、祖父・祖母の課税状況により保育料が算定されることがあります。
- ◆ 未申告や年末調整未済等により保育料の算定ができない場合は不利益を被る場合がありますので、必ず税金の申告を行ってください。
- ◆ 確定申告および修正申告等で税額が変更になった場合や、離婚等により保育料納付者が変わり税額が変更となる場合は、届出のあった翌月から保育料が変更となる場合があります。速やかにこども福祉課まで届出てください。
- ◆ 期限までに納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第9項の規定により滞納処分を受ける場合があります。

(2) 保育料算の納入方法

保育料は、京田辺市指定（代理）金融機関において、下記のいずれかの方法で納入してください。

- ① 口座振替による納入
- ② 納付書による納入（毎月金融機関の窓口での支払い）

※ 納期限及び口座振替日は各月末になります。

※ 一度口座振替の手続きをして頂きますと、退所するまで継続して口座振替ができます。

便利な口座振替での納付をお勧めします！！

(3)平成23年度保育料徴収基準額表

定義		階層区分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上		
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)		A	0	0	0	0		
前年分所得税非課税世帯	前年度市民税非課税世帯	母子・父子世帯 在宅障害者世帯	B	1	0	0	0	
		その他の世帯		2	4,900	4,900	3,200	3,200
	前年度市民税課税世帯	市民税均等割	C	1	9,800	9,800	7,700	7,700
		市民税所得割		2	11,800	11,800	10,000	9,900
前年分所得税課税世帯	所得税額 8,000円未満	D	1	16,100	16,100	13,400	13,200	
	8,000円以上 22,000円未満		2	19,500	19,500	16,000	15,700	
	22,000円以上 39,000円未満		3	22,200	22,200	18,100	17,800	
	39,000円以上 63,000円未満		4	27,600	27,600	21,800	21,400	
	63,000円以上 74,000円未満		5	33,700	33,700	25,000	22,100	
	74,000円以上 86,000円未満		6	37,500	37,500	26,100	23,000	
	86,000円以上 132,000円未満		7	40,600	40,600	27,000	23,700	
	132,000円以上 216,000円未満		8	43,200	43,100	27,600	24,200	
	216,000円以上 297,000円未満		9	46,900	46,800	28,700	25,000	
	297,000円以上 373,000円未満		10	50,700	50,600	29,200	25,500	
	373,000円以上 459,000円未満		11	52,500	52,400	29,600	25,800	
	459,000円以上 576,000円未満		12	54,600	54,500	30,200	26,400	
	576,000円以上 693,000円未満		13	60,000	59,900	33,300	29,100	
	693,000円以上 812,000円未満		14	65,400	65,300	36,400	31,800	
	812,000円以上		15	70,900	70,800	39,500	34,500	
B～D15階層に属する世帯で2人以上入所している場合 ①最も保育料が低い児童は全額徴収 ②①以外で最も保育料が低い児童は1/2の徴収 ③上記以外の児童は無料 ※10円未満の端数は切り捨てて保育料を算定します。			【例】階層区分がD5の世帯の場合 ・第1子(5歳児):全額の保育料 22,100円 ・第2子(3歳児):1/2の保育料 12,500円 ・第3子(1歳児): 0円					
◆課税額は、入所児童の扶養義務者(主に両親)の合算で算定します。 ◆住宅取得控除及び特別減税等を受けている場合には、控除前の課税額で算出します。								

(4)平成23年度保育所保育料の算定方法例

平成23年度の保育所保育料算定方法例、京田辺市保育所保育料基準額表とあわせて参考としてください。

①源泉徴収票の場合

(給与所得控除後の金額－所得控除の合計額) × 税率－控除額

課税される所得金額(1,000円未満切り捨て) 下記の参考を参照してください
 によって求められる金額が保育料算定の基準になります。

平成22年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地	氏名 ○○ ○男	(フリガナ)	
			(役職名)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除後の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	4,842,680 円	3,332,000 円	1,713,338 円	0 円
			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
			480,338 円	90,000 円
			損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額
			3,000 円	200,000 円
(適用) 長男:○郎 長女:○美				
受給者生年月日				
支払者	住所(居所)又は所在地	京田辺市×××××		
	氏名又は名称	●●●株式会社		

上記の源泉徴収票では、実際に納入する所得税は0円ですが、上記算定方法により

$$3,332,000 - 1,713,338 = 1,618,000 \times \text{税率}(5\%) - \text{控除額}(0\text{円}) = 80,900 \text{円}$$

となり、階層は **D6** となります。

※住宅取得控除・配当控除等の適用前で保育料を算定します。

参考

※抜粋

課税される所得額	税率	控除額
1,950,000 円以下	5%	0 円
3,300,000 円以下	10%	97,500 円
6,950,000 円以下	20%	427,500 円
9,000,000 円以下	23%	636,000 円
18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円
18,000,000 円超	40%	2,796,000 円

②確定申告控え（申告書B）の場合

課税される所得金額(26)に対する税額(27)の金額が保育料算定の基準になります。

※()内の丸囲み数字は申告書Bでの番号

平成22年分の所得税の確定申告書B

住 所	京田辺市田辺80番地	フリガナ						印
		氏 名		〇〇 〇男				
H21.1.1の住所	同 上	性別	男	職業 営 業	屋号	世帯主の氏名 〇〇 〇男	世帯主との続柄 本 人	
		生年月日		S46. 4. 1	電話番号			

収 入 金 額 等	事 業	営 業 等	ア	1	4	6	0	3	2	0	0
		農 業	イ								
		不 動 産	ウ								
		利 子	エ								
		配 当	オ								
	給 与	カ									

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (9-25)又は第三表	26			2	6	9	9	0	0	0
	上の26に対する税額	27			2	6	9	9	0	0	0
	配当控除	28									
		29									
	住宅借入金(取得) 等特別控除	30				1	2	8	3	0	0
	政党等寄付金特別控除	31									

保育料算定のための所得税額は27の金額です

269,900円 となり、階層は D9 となります。

- ◆年末調整未済の源泉徴収票では保育料を算定できませんので、年末調整済みの源泉徴収票を提出してください。
- ◆修正申告・確定申告等により税額が変更になった場合は、保育料も変更になりますので届け出てください。
- ◆この税額算定方法は、あくまでも保育所保育料算定のためのものであり、実際の納税額算定方法とは異なります。

7. 保育所の入所日

4月一斉入所	平成23年4月4日（月）入所式 ※通常保育は翌日からになります。
年度途中入所	入所希望月の1日から ※ <u>原則1日付けの入所</u> となります。 ※保育料の日割りはできません。

8. 入所後の留意事項

★保育所入所後は下記の点にご注意ください。

①保護者の住所・勤務の状態・家庭の状況等 保育所入所申込書の記載内容に変更があった場合。



保育所（園）に
「変更届」等を提出してください。

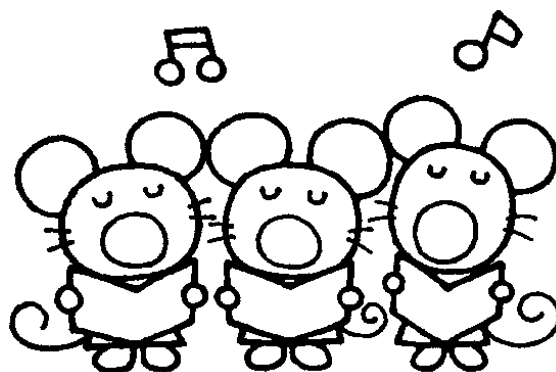
②「採用予定証明書」の提出で入所した場合。



入所後1か月以内に「在職証明書」を提出してください。
(就労実績を確認するためです。)

提出されない場合は、保育所へ入所できる基準（保育所の入所資格と保育の実施基準）に該当しないものとして**保育の実施を解除（＝退所）**することになりますので、予めご承知ください。

また、入所申込書等の記載内容と事実が異なる場合にも、**保育の実施を解除（＝退所）**することがありますので、重ねてご承知ください。



9. 保育時間

①通常の保育時間

平日	午前8時30分～午後4時30分
土曜日	午前8時30分～午前11時30分

②延長保育について

朝夕の延長保育は、保護者が勤務や通勤の都合で通常の保育時間内に子どもの送迎ができない場合、次の表の時間内で保護者が必要とする時間、延長保育を実施しています。

平日	午前7時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分
土曜日	午前7時00分～午前8時30分 午前11時30分～午後4時00分

10. 入所当初の保育時間(ならし保育)

①4月入所の場合

入所後1週間は午前中のみ、**ならし保育**を実施します。

(入所して最初の日から通常保育をしますと、子どもにとって心身ともに大きな負担になります。)

②年度途中入所の場合

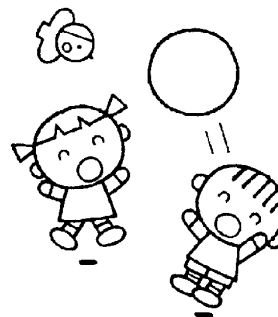
入所月の1日から1週間は午前中のみ、**ならし保育**を実施します。

※年度途中入所児(4月以外)で定員に余裕があり、特別な事情がある場合「保育所入所ならし保育申請書」の提出にもとづき前月末からのならし保育(1週間以内)を実施できる場合があります。

11. 休所日

★以下の日は休所となります。

- ① 年末・年始(12月29日～1月3日)
- ② 日曜日・祝日
- ③ 入所式の午後
- ④ その他市長が特に必要と認めた日



12. 保育所入所・申込のQ&A

★入所・申込に関すること★

★Q 1 今は無職で、これから仕事を探したいのですが、入所の申込はできますか？

★A. 申込時には「在職証明書」もしくは「採用予定証明書」が必要になります。求職中は、入所申込は出来ません。

★Q 2 育児休業中（育児休業法に基づくもの）でも入所の申込はできますか？

★A. 育児休業中は保育所入所の資格がありません。ただし、既に入所中の兄姉は、育児休業中も継続して保育所に通園できます。（ただし、受入期間は最長1年6か月までとします。）その際、「継続入所願」と「在職証明書」を合わせて保育所（園）まで提出してください。

★Q 3 母親が出産のため、産前産後の期間、保育所に入所しました。産前産後の期間が終わっても継続して入所できますか？

★A. 産前産後のために入所した場合は、規定の期間が過ぎると入所資格がなくなり、自動的に保育の実施期間が満了（＝退所）となります。引き続き保育を希望される場合は、必要書類を添えて、再度保育所入所申込の手続きをしてください。

※ この場合、再申込になりますので、規定の入所審査を行います。

★Q 4 仕事を辞めた場合、保育所は退所しなければなりませんか？

★A. 在職以外に保育に欠ける理由がない場合は、退所して頂きます。ただし次のお仕事を探される場合、最長2か月間、引き続いての入所が可能です。期日までに新たに保育にかけることを証明する書類（在職証明書等）を提出されれば、その後も継続して入所できます。

★Q5 「保育に欠ける証明」（在職証明書等）は、申し込み時に一度提出すれば、その後卒園まで提出する必要はありませんか？

★A. 年度始め（4月）と年度途中（10月）の毎年2回提出して頂きます。その他、職場を変更された場合や入所資格の理由が変わった場合は、その都度、必要書類を提出してください。

★Q6 京田辺市以外の市町村に居住していますが、京田辺市内の保育所に入所申し込みできますか？

★A. 京田辺市内の保育所に入所できるのは「児童・保護者とも京田辺市内に在住し、住民票を有する世帯」のみです。なお、入所申請時に市外に居住している方で、入所までに京田辺市に転入することが確実な場合は京田辺市在住の方と同様に受付します。その場合、「不動産売買契約書」「工事請負契約書」などの写しを添付してください。

★保育料に関すること★

★Q1 保護者が仕事を辞めて収入が減りましたが、保育料は変わりますか？

★A. 保育料は前年の所得税額によって決まるので、現年度中は決定された保育料のまま、変わりません。

★Q2 離婚して母子（父子）家庭になりましたが、保育料は変わりますか？

★A. それまで両親の課税状況によって保育料が決定していた場合、母親（父親）のみの課税状況で再度算定します。これによって保育料が変更になる場合があります。この場合、届出のあった翌月から保育料が変更になります。

★Q3 確定申告で税額が変更になった場合、保育料は変更になりますか？

★A. 変更後の税額で保育料を再度算定し、この課税状況により保育料が変更なることがあります。届出により4月にさかのぼり、保育料が変更になります。

★Q4 毎月の保育料以外に費用は必要ですか？

★A. 保育料には諸費（絵本代等）や給食の米飯代（3歳児以上）が含まれていません。これらは直接保育所（園）に支払ってください。

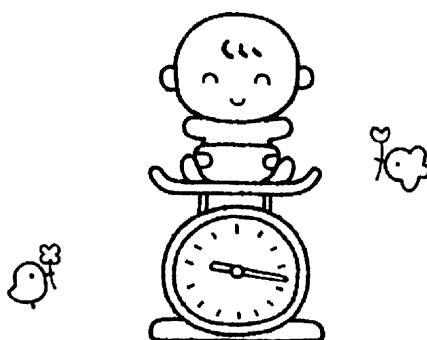
★届出その他★

★Q1 転職したり、住所、家庭状況等が変更になった場合、届出は必要ですか？

★A. 「変更届」に変更になる項目を記入の上、提出してください。勤務先が変更になる場合は、新しい在職証明書もあわせて提出してください。

★Q2 申込前に保育所（園）の見学はできますか？

★A. 行事がある場合を除き、見学は可能です。事前に保育所（園）に電話で連絡してから見学に行ってください。



13. 京田辺市保育所(園)一覧表

	保育所(園)名	所在地	電話番号	定員	対象年齢
公立	河原保育所	河原神谷69	62-2681	220	生後57日目から 5歳まで
	草内保育所	草内五反田22-1	62-1054	120	
	三山木保育所	三山木南垣内37	62-2055	90	
	南山保育所	三山木南山63	62-3641	30	生後57日目から 2歳まで
私立	大住保育園	大住下西野77	62-0468	120	生後57日目から 5歳まで
	松井ヶ丘保育園	山手東2丁目2-7	63-2649	210	2歳から5歳まで
	松井ヶ丘保育園分園 パステルキッズ	山手中央3	64-6775	30	生後57日目から 1歳まで
	みみづく保育園	田辺西垣内36	63-2335	150	生後57日目から 5歳まで

(対象年齢は平成23年4月1日現在)

